



六管区水路通報第28号

令和7年7月25日

第六管区海上保安本部

【目次】

- 第275項 瀬戸内海 備讃瀬戸及び付近・・・・・・・・・・船舶通航信号所一部業務休止
- 第276項 瀬戸内海 尾道糸崎港、第6区・・・・・・・・・・航泊禁止区域設定
- 第277項 瀬戸内海 周防灘・・・・・・・・・・環境調査

◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定例的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○水路測量公示

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

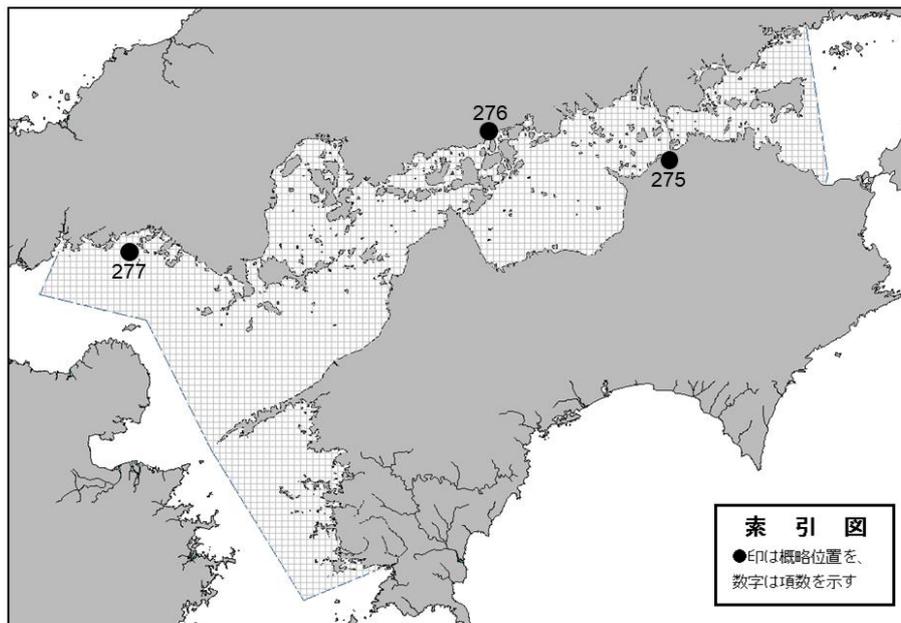
また、航行警報もインターネットで入手できます。

インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。



～ 海の事件・事故は 118番へ ～

★7年275項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸及び付近 船舶通航信号所一部業務休止
 名称 青ノ山船舶通航信号所
 期間 令和7年8月4日1000～1200
 休止業務 日比レーダー施設のレーダー映像を使用した情報提供業務
 海図 W100A
 参照書誌 411 8405 番
 出所 第六管区海上保安本部

★7年276項 瀬戸内海 — 尾道糸崎港、第6区 航泊禁止区域設定
 期間 令和7年8月10日の1930～2040(花火打ち上げ終了まで)
 区域 (1)～(3)を結ぶ線、(4)と(5)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-23-18N 133-05-34E (岸線上)
 (2) 34-23-09N 133-05-54E
 (3) 34-22-46N 133-05-48E (岸線角)
 (4) 34-22-58N 133-05-27E (岸線上)
 (5) 34-23-11N 133-05-29E (岸線角)
 備考 (1) 花火大会に伴い、船舶の航泊を禁止する
 (港長が許可した船舶を除く)
 (2) 区域を明示する黄色灯付浮標(4秒1閃光)を設置
 (3) 巡視艇等が警戒する
 海図 W1117-W114-W1118
 出所 尾道糸崎港長公示第2号(令和7年7月17日)



★7年277項 瀬戸内海 — 周防灘 環境調査
 期間 令和7年7月28日(予備日29日～9月30日)の0700～1600
 位置 付図に示す15地点
 海図 W126-W1101-JP1101-W1102-JP1102
 出所 第六管区海上保安本部

